

2025年度入学試験問題

小論文(公民) **法学部**

注意事項

1. 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
2. 解答はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm 以上の芯であれば使用可〉で別紙解答用紙所定の欄に記入してください。
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
3. 解答は横書きで記入してください。
4. 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
5. 試験時間は90分です。
6. 問題は5ページで3問です。問題用紙の中にメモ用紙がはさみこまれていますので、抜きとって利用してください。
7. 解答用紙は両面になっています。

説明文

1 ジェンダー・クォータという制度がある。内閣府男女共同参画局の説明によれば、ポジティブ・アクション(積極措置)の手法の1つであり、男女間格差を是正するために、性別等を基準に女性または両性の比率を割りあてる制度のことを指す。形式的平等を超えて、実質的平等を目標とする。^①

受験生諸君には、報道や進路指導などを通して周知のことと思うが、理工系学部の入学者選抜に女子枠を設けて、一定数の女子学生を優先的に入学させようという取り組みが進められている。例えば東京工業大学は、令和6年4月入学者の入試では、理工系4学院に58人の女子枠を導入し、令和7年4月入学者の入試では全学院で143人の女子枠を導入する。これは学士課程1学年の募集人員の約14%に相当するという。同大学のホームページに掲載された学長メッセージによれば、「理工系バックグラウンドを持つ女性が企業において求められている状況を目の当たりにし、女子学生を増やすための入試制度である『女子枠』を導入することで、女性が社会で活躍するD&I(注1)の推進に貢献できるという考えに至りました」と、その動機を述べたうえで、「理工系女子学生の割合がある一定数を超えることで、保護者や家庭を取り巻く人々ひいては社会全体の意識も変化」することで、「さまざまなスキルや異なった価値観・経験、幅広い知見を持つ学生や教職員が集まり教育と研究を行えるようになります」という期待や効果を述べ、導入の目的は、「理工系分野における女性研究者・技術者を増やすこと」であるとする(注2)。

2 文部科学省が実施した令和4年度学校基本調査によると、全国の大学の工学部に所属する学部生のうち、女子学生の比率は約15.8%であり、文学部を含む人文科学分野の約64%、法学部を含む社会科学分野の約37%という数字と比べて半分以下で、しかも、工学部に所属する女子学生の比率は、20年以上ほぼ変わっていない。

では、理工系学部に女子枠を設け、女子学生を増やそうという取り組みを、当事者である受験生たちはどう考えているだろうか。NHKが大手大学受験予備校の協力の下、男女高校生2400人を対象に行ったアンケート調査によれば、女子枠に賛成が65%、反対が35%となった。

意見を整理してみると、賛成の理由として、

- (1) 女子が工学部を受けやすくなるきっかけとなる
- (2) まとまった人数の女子がいれば入学後に孤立しにくくなり、女子の学生生活に安心感が生まれる
- (3) 男性優勢だった世界に新たな価値観をもたらし、問題を浮き彫りにできる

対して、反対の理由として

- (1) 受験は公平であってほしい
- (2) 女子枠を導入している大学の工学部に入学した女子に対して、偏見の目が向けられる
- (3) 男女関係なく実力で選ぶべきであり、LGBTQ に向かう現代において、男女とい^②う枠組みに当てはめて考えているのには遅れを感じる

などが挙げられている(注3)。

ジェンダー・クォータ制が採用されるのは、当該分野において「女性の割合が少ないことは、よくない」という問題意識を前提とするからである。「男女平等なのだから当然」、「多様な背景を持ったものを対象とする選抜は国の政策なのだから」ということで思考を停止するのではなく、大学という制度の目的や役割に照らして、女子学生を増やすことの必要性や合理性をしっかりと議論し、コンセンサスを作り上げておくことが、この制度を含む入試の下で受験し、入学してくる全ての学生に対する責任であろう。

3 目を転じて、日本の国会の女性議員比率を見てみよう。令和6年4月時点で、諸外国と比較すると、日本の衆議院の女性議員比率は10.4%で、186カ国中164位であり、G7加盟国の女性議員比率が平均約30%となっている中で、OECD(経済協力開発機構)やG7加盟国では最下位となっている。参議院の女性議員比率は、26.8%で衆議院よりやや高いので、衆議院と参議院の合計の女性議員比率は16.1%となるが、この数字で比較してみても、139位である(注4)。

ランキングの低さには、様々な政治的・社会文化的原因があると思われる。令和4年の時点で、日本では、女性議員が一人もない地方議会が、市議会・町村議会で257あり、全議会数の14.8%となっている。内閣府の行ったアンケート調査によれば、議員活動と家庭生活との両立が難しいことや、セクシュアルハラスメントがあることなどが女性の政治参画の障壁の原因として挙げられている(注5)。

他方で、制度的・法的な要因として、日本が、ヨーロッパ諸国や、多くのアジア、アフリカ諸国とは異なり、性別によるクォータ制を導入していないということもまた、看過されるべきでない。令和5年の時点で、世界196カ国のうち、118カ国で、女性議員の数を増やすことを目的として、性別によるクォータ制が国政レベルで導入されている。クォータ制には、3つの種類がある。

- (1) 議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法や法律で定めるもの(議席割当制)
- (2) 議員候補者の一定割合を女性に割り当てることを憲法や法律で定めるもの。遵守を義務付けるか、努力目標とするかは国によって異なる(法的候補者クォータ制)
- (3) 政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性に割り当てることを定めるもの(政党による自発的クォータ制)

令和2年3月に内閣府の行った調査によれば、2018年に実施された世界49カ国における下院議院選挙のうち、クォータ制を導入していない議会の女性議員比率の平均値は18.6%で、(1)・(2)いずれかのクォータ制を導入している議会の女性議員比率である25.6%と比べて低い(注6)。

4 ところで、多くの国々で、女性議員の数を増やすためにクォータ制が導入されているのは、そうすべき理由があると考えられているからだ。では、女性議員が足りないことが、なぜ、問題なのだろうか。大きくわけて、二つの理由がある。^③

第一は、女性議員の数が少ないことは、女性の国政参加を妨げる様々な要因の結果であり、それを除去することは、正義・公平の要請するところであるとするものだ。「同じ能力」をもった男性と女性とで、国会議員になろうとしたときに、それに対する

法的障壁はないという意味で形式的に平等であっても、例えば、女性は、国民的なアイドルやアスリートであるといった政党にとって集票能力が特に見込まれる場合を別として、候補者として公認・推薦してもらえないかもしれないし、少なくとも、男性よりも公認・推薦を受けることが難しい。これは、実質的な機会の不平等であり、正義に反する。女性が、必要な教育機会を奪われ、議員になるという人生の選択肢をリアルに想像できない国は、残念ながらいまでも多い。クオータ制の導入は、そのような社会文化を大きく変える力をもつはずだ。

第二は、女性の声を代表できるのは、女性というアイデンティティ(同一性)を共有する者のみであるという理由による。第一の理由が、男女は「同じ」能力をもっているにもかかわらず、数が足りないのはおかしい、という問題意識から出発するのに対して、第二の理由は、男女の「違い(差異)」を重視する。物の見方・考え方は男女で異なるはずである。こうした考え方によれば、物分かりがよい男性であっても、女性の考え方や利害関心を本当のところでは、よく分からないに違いない。だから、女性自身が、政治の舞台に現前し、自ら声をあげることが、政治を変えるはずである。この分野の研究の蓄積を踏まえると、外交・内政における暴力の行使に対して、女性の方が否定的態度をとる傾向があり、他者への共感は女性の方が強い。このような違いが、とくに福祉や教育に関する政策決定においてジェンダー・ギャップを産み出しているという(注7)。男女が、これらの論点に対して本質的に異なる物の考え方をするか否かは、意見の分かれるところと思われるが、女性議員を増やすことは、これまであまり反映されていなかった声をすくい上げることが期待されている。それによって、議会における審議の幅が広がり、内容が変わり、政治は、女性を包摂するという意味で「みんな」のものとなるはずだ。

(注1) ダイバーシティ&インクルージョン(多様性と包摂)の略。ダイバーシティの語は、政府文書の用いるもので、文部科学省は、「多様な背景を持ったものを対象とする選抜」を推奨する。これを受けて、例えば、福岡県立大学看護学部では児童養護施設入所者対象の推薦特別選抜、熊本県立大学では生活保護世帯を対象とする学校推薦型選抜を実施している。

(注2) <http://www.titech.ac.jp/news/2022/065237>(2024.5.22 動作確認)

(注3) 「女子学生が足りない!? 大学入試に『女子枠』の動き」/NHK/WEB 特集(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230206/k10013970541000.html>)2024.5.22 動作確認)。

(注4) 内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」(令和6年4月作成)

(注5) 内閣府男女共同参画局「都道府県別全国女性の参画マップ」(令和6年3月作成)

(注6) 内閣府男女共同参画局『諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組』(令和2年3月作成)

(注7) 三浦まり・衛藤幹子『ジェンダー・クォータ 世界の女性議員はなぜ増えたのか』(明石書店, 2014年)

問1 下線部①に関連し、平等は、「合理的根拠のない区別」を差別として禁止する。例えば、鉄道車両における優先座席や女性専用車両は、一定の基準に基づいて人々を区別して扱うが、そこには「合理的根拠」があると一般には考えられている。何が「合理的根拠のある区別」にあたるかを、具体例(ただし、優先座席と女性専用車両のケースを除く)をあげたうえで、その理由を述べなさい。(100字程度)

問2 下線部②に関連し、「入試は実力で選ぶべき」という意見をもつ人に対して反論するとすれば、どのような議論が可能か、述べなさい。(200字程度)

問3 下線部③に関連し、女性議員が増えることで、何がどう変わり、あるいは、変わらないだろうか。本文で述べた二つの「理由」を踏まえたうえで検討し、男女間格差を是正するためにクォータ制を用いることの是非についてあなたの意見を述べなさい。(500字程度)

(以上)